ドイツ国防軍と「レーム事件」

― 第一次世界大戦後のドイツ再軍備構想に関する一考察 ―

黒　川　　康

はじめに

以下の小稿は第一次世界大戦後のドイツ国防軍の再軍備構想に素描を与えつつ，1934年6月30日のいわゆる「レーム事件」における国防軍の役割を明らかにせんとするものである。「レーム事件」はナチスがその体制を確立してゆくうえで重要な契機をなしているのであるが，(1) 国防軍がそこで大きな役割を演じたという点では異論がないであろう。(2) では，国防軍のこの「役割」の背後事情は何か，と問えば，それはこの頃から一般兵役義務（徴兵制）再導入の基本線が確定してゆく，という事である。徴兵制の「正式な」施行はヒトラーの1935年3月16日の布告によるのであるが，既に「レーム事件」前後から，徴兵制への転換とその為の準備が密やかに整えられてゆくのである。我々はこの「徴兵制への転換」の意義を理解する為に，まず第一次世界大戦直後からの再軍備構想に一瞥を加える事がぜひとも必要である。(3)

（本稿における主たる略号）

BF＝Bundesarchiv Freiburg (Militärarchiv) ; BK＝Bundesarchiv Koblenz ; GStA＝Geheimes Staatsarchiv ; HStA＝Hauptstaatsarchiv ; IfZG＝Institut für Zeitgeschichte in München ; IMT＝Der Prozess gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof. Nürnberg. 14. 11. 1945 bis 1. 10. 1946. Nürnberg 1947 ; Liebmann-Notizen＝Aufzeichnungen des Generals C. Liebmann aus den Befehlshaberbesprechungen 1930/1935 ; StA＝Staatsarchiv ; VfZG＝Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte ; VB＝Völkischer Beobachter ; ZS＝Zeugenschrifttum

I

第一次大戦後のドイツ国防軍の至上命令は，国家における軍の特権的地位を確保すること，及びそれと裏面一体をなす軍拡構想の実現であった。従って，あらゆる努力がこれに集中されていた。ワイマル共和制における再軍備構想は，これを「ゼークト」と「グレーナー・シュライヒャー」に分けて考えるのが至当であろう。(1)

ゼークト（Hans von Seeckt）の構想は，夙に職業軍人による少数の「エリート軍」の創出とされている。この構想は強ちヴェルサイユ条約の桎梏から生まれたものではなく，むしろ彼の第一次大戦における反省がそれを生み出す根底の認識となっている。即ち，一般兵役義務制の持つ功罪，特にそのマイナス面に対する認識である。彼によれば，一般兵役義務による兵員・物資の量的増大が軍の質的低下を招き，必然的に陣地戦を生じせしめ，迅速に決

定的成果を納める事を不可能にしたという。これは又，来るべき戦争が空軍の攻撃に始まる機動戦であるという予測からも裏打ちされているのであるが，特に，ゼークトにおいては，この「エリート軍」がプロイセン精神を保存するにむしろ格好な枠であった事も又明らかである。(2) 彼は「エリート軍」創出を現下の緊急課題としたが，国土防衛の為には更にこれを「国民軍」(Volksarmee) もしくは「民兵」(Miliz) で補強せねばならぬ，とも考えていた。(3) 実際1933年には彼は依然として一般兵役義務制に対して深い疑念を表明すると同時に，「エリート軍」は敵侵入軍を速やかに迎撃して，「国民軍」が国土防衛の準備体勢を整える為の時間を稼ぐべき事，「エリート軍」は「国民軍」の将校団を形成し，これを教育すべき事，を指摘している。(4) 要するに，ゼークトは一般兵役義務制に対する深い疑念から，少数「エリート軍」を「国民軍」で補強すべき構想を抱きつつ，その第一義的課題を飽く迄「エリート軍」創出に置いていた。このプロイセン精神に裏打ちされた「エリート軍」は，ワイマル時代においては「国家の中の国家」を形成し，その特権的地位を確保するのである。

グレーナー (Wilhelm Groener) は既に1919年9月17日付の大統領エーベルトに宛てた秘密の「覚書」の中で，少数の「指導者軍」とそれを中核とする巨大な「国民軍」の構想を述べており，この点ではゼークトもグレーナーも軍拡構想においてはほぼ同様の考えであった。(5) しかし，軍首脳部の間には，このままでは第一次大戦の経験者が老年化してゆくことにより予備兵力供給源が完全に涸渇してしまうという危機意識が次第に出てくる。この危機意識から，今や「エリート軍」を補強すべき予備兵力の創出が緊急の課題となってくるのである。この方向は既に1925年頃から明確になるが，グレーナーは1929年国会で「小規模職業軍の優位」を批判している。(6)

この点自ら「社会的将軍」と称したシュライヒャー (Kurt von Schleicher) はもっとはっきりしていた。彼は特にプロイセン精神には余り囚われていなかった為，積極的にこの予備軍創出という課題に取り組んでゆく。(7) 彼は32年6月国防大臣として述べている。即ち，基本的には現在の軍備状況で事足りるが，更には，兵役期間を12年から3年に短縮し，軍事団体をふやし，その一部を重武装化し，3ヶ月の兵役期間による少人数の民兵を設置すること，と。(8) 彼が予備兵力としては「民兵」を考えていた事は明らかであろう。が，33年新年には彼は首相として，未来のドイツ軍は一般兵役義務制の基盤に立ち，且つ民兵の援助によってその力を十分発揮できるようになる，と述べ，(9) 1月15日にも，一般兵役義務制が特に追求すべき目標である，と演説している。(10) 実際問題として徴兵制が施行されれば民兵制は必要ない訳であるから，シュライヒャーの構想は，飽く迄徴兵制を志向しつつも，過渡的期間として民兵制により予備兵力の確保に努める，という事になる。(11) この方針から32年7月，青少年の予備的軍事訓練を目的とする「ドイツ青年鍛練管理局」(Reichskuratorium für Jugendertüchtigung) の設立準備が始まる。(12) こうした構想はそれ自体，ゼークトの構想の発展延長上にあるものであるが，「徴兵制への志向」という点においては，明らかに重大な転回と称すべきである。

以上，極簡単にワイマル時代の再軍備構想を総括してみたが，このワイマル末期の国防軍首脳の課題，即ち，徴兵制を目指しつつも，過渡的措置として民兵制により予備兵力を確保する事は，そのまま1933年1月30日以降の軍の課題でもあった。

Ⅱ

ヒトラー内閣成立とともに国防大臣になったブロンベルク（Werner von Blomberg）は1月31日，全軍に布告を発し，軍の使命は，1. 国防軍を超党派的権力手段として維持する事，2. 広範な国民層の武装化により国防軍を支える事，3. 国防軍を再建して国家の安全保障の為の有効な手段たらしめる事，の三つであるとした。(1) これは要するに，国家における軍の特権的地位を確保する事，及び予備軍創出による軍拡を意味する。(2) この「使命」は明らかにこれ迄の軍の「課題」でもあった。(3) ヒトラーは既に2月1日，国防軍は国家における唯一の武装勢力であり，偉大な過去の象徴であると述べ，(4) 前後してブロンベルクに対し，軍が突撃隊（SA＝Sturmabteilung）や親衛隊（SS＝Schutzstaffel）と合併される如きは全く考えられないとの確言を与えている。(5) 更にヒトラーは2月3日の夜，陸海軍首脳部を前にして，追求すべき目的はヴェルサイユ条約打破，東方への生活圏獲得であり，軍の再建がこの目的の為の最大の前提であること，この軍拡は徴兵制の再施行によるべきものであり，軍がSAやSSと合併される事はあり得ない，と語った。(6) こうした言明がブロンベルクにとって，ヒトラーに対する個人的信頼度を一層増す作用を及ぼした事は疑ない。(7) 3月14日，ブロンベルクは，各部隊に広まっているSA・SSと軍の合体の噂を上述のヒトラーの言明に依って否定しつつ明確に述べている。「武器による訓練及び兵士養成は軍の使命であり，軍事団体の仕事は国民教育と心身の予備鍛練の領域にある」と。(8) 軍の特権的地位を確保したうえで，緊急の課題は予備兵力創出である。この点，「徴兵制の再施行」はヴェルサイユ条約が依然として拘束力を発揮している当時の状況からして，即時実行は到底不可能であるから，当面軍は予備兵力として軍事団体を利用せねばならぬ訳である。ブロンベルクは述べている。「来るべき年には，これ迄は不可能であった予備軍創出の課題に全力を挙げて取り組まねばならぬであろう。如何なる軍制によるかはまだ予測の段階ではない。」(9)「軍事団体は……我々にとって歓迎すべき組織であり，その人的資源は未来を鑑みて我々軍人による育成と発展を必要とする。……我々は未だヴェルサイユ条約の桎梏の下に生きている」(10)と。

こうして軍事団体，特に1933年1月30日以降様々な諸団体を吸収して巨大な勢力となってきたSAとの協力が軍の日程に登ってくる。ここに出てくる当面の具体策が，新しくブロンベルクの下で官房長となったライヘナウ（Walter von Reichenau）(11)の構想である。即ち，「彼はゼークト的構想――少数の職業軍隊と民兵――を実現しようと考えたのである。」(12) この構想では国防軍が「職業軍隊」を，SAが「民兵」の役割を担う訳であるが，これはまずはブロンベルクと突撃隊長のレーム（Ernst Röhm）の同意を得たのである。(13) ここで指摘さるべきは，このライヘナウの「ゼークト的構想」が，徴兵制を志向しつつ当面は「民兵」によって軍を補強するという事で，特にシュライヒャーの構想に直結するものである，という事である。斯くて，33年夏にかけて軍とSAの間に様々な問題をめぐっていくつかの協定がなされてゆくのである。

Ⅲ

（Ⅲ－1） 国防軍とSAの協働において重要な問題は国境防衛（Grenzschutz）へのSA

の動員という問題であった。言う迄もなく，ワイマル時代から軍事団体を国境防衛に参加させる事は既に「非合法的」に行なわれていた。5月17日，ベルリンで軍首脳部とSA指導者との間で会談であり，ヒトラーはそこで，国境防衛にSAが参加すべき事，但しその際，全て国防大臣の指令に従うべきである，とした。国防大臣の側で特に問題になったのは，武器の問題であった。会談の結果，軍事団体には重火器でなくただ小銃とピストルだけが与えられる事となったが，その意義は，勿論そうした武器が全て軍事団体に所有さるべきであるということではなく，飽く迄政治的使命に必要な限りにおいてのみ，という事であった。(1) 武器は国防軍に所有さるべき事，且つ国土防衛は全て国防軍の責務であるという原則は微動だにしない訳である。この問題は7月1日からのバート・ライヘンハルでのSA・SS指導者会議ではっきりした。この会談にはライヘナウも参加したが，1日，ヒトラーは「国土防衛準備指令」を発し，これに従って，SAは民兵形成の前段階として6月末に改組された国境防衛組織に「正式」に参加することになる。(2) 2日，ヒトラーは，「SAは決して軍に取って代わろうとしたり，軍と競争してはならない」と改めて「軍の優位を」強調し，(3) これに対しレームも，「ドイツ陸軍はドイツの安全を保障し国境を防衛する。SAとSS及び鉄兜団は，これに対し国内においてドイツ革命の保証人たると同時に，青年を国防精神に満ちたナチス精神へ教育する学校である」(4) と応えた。更に8月中旬，バート・ゴーデスベルクでSA指導者と軍の代表が会談し，これにはライヘナウらが参加した。(5) ヒトラーはここでも再びSAに対する「軍の優位」を強調し，(6) レームも又，SAと軍との間の「不健全な競争」は存在せず，国防軍は国土防衛と国境防衛の唯一の権利を持っている，と述べている。(7) 斯くして，国境防衛の問題に関する国防軍とSAの協働は，飽く迄国防軍が指揮権を手中にする型で行なわれてゆくのである。(8)

（Ⅲ－2） 国境防衛の問題と絡んで出てくるのが，青年の予備的軍事教育の問題であった。具体的には32年に設立された「ドイツ青年鍛練管理局」をどうするか，という事でもある。33年5月頃から「管理局」をSAの指揮下に入れようという動きが起り，レームは当初は「『管理局』をこれから創設さるべき民兵指令部と国防軍の連結場所とする」と考えていた。(9) が，すぐに「『管理局』を新しく彼の指揮下で厳しく監視する」と主張するに至る。(10) 結局，この問題に対する軍の責任者ライヘナウは「管理局」の解散とそのSAへの編入を承認し，7月1日付でSA指導者クリューガー（Friedrich-Wilhelm Krüger）を長とする「SA訓練機関」（ChefAW＝Chef des Ausbildungswesens der SA）が成立した。(11) ライヘナウは，心中「管理局」がそのままSAに編入された事に危惧の念を抱いており，国防軍のChefAWへの影響力を確保する為に，まずChefAWの予算を軍予算に組み入れようとした。しかし，これはクリューガーの反対に遇い，結局従来通り外部に対するカモフラージュのため，ChefAWの予算は内務省の管轄に入る事になる。(12) 一方重要な問題は，ChefAWの訓練学校の教官スタッフであった。レームは当然教官としてSA指導者を考えていた訳であるが，(13) 実際には，SA指導者には特に軍事的知識の面での十分な資格がなかった為，(14) 教官スタッフには主として退役軍人が多数採用されざるをえなかった。(15) 更に決定的には，ライヘナウはクリュガーの幕僚に現役の将校を送り込む事に成功し，この将校は国防省の意向に沿って全ての訓練の基本線を確立し，武装訓練の為の技術的準備を整える事になる。(16) クリューガーは全訓練についてレームに報告する義務がある(17) と同時に，

重要な武器庫での訓練についてはブロンベルクに直接報告せねばならない事となる。(18) ヒトラーは7月1日，バート・ライヘンハルでクリューガーに対して，緊急の場合に国防軍の指揮下に入れるべく，1年以内に25万のSAを訓練するよう命令した。(19) 更に12日に，ヒトラーは「青年の予備的軍事教育に関する基本命令」を発し，(20) これに従って，ChefAWは大学における予備的軍事教練の任務をも手中にした。(21) 従ってChefAWは，9月に設置されたSA大学局（SA-Hochschulamt）をも指揮下に含めた型で10月から具体的な訓練課程を開始する事になる。(22) 以上の如く，ChefAWは制度的にはSAの一部局として成立したのであるが，国境防衛問題におけると同様，実質的には全く国防軍の影響下にあったといえるのである。

Ⅳ

（Ⅳ－1） ここでレームの軍事的構想に触れておく必要があろう。上述の如くレームはライヘナウの「民兵構想」に賛意を示している。つまりレームは「SAが民兵としてであれ，新軍隊の特別部隊としてであれ，合法的機能を与えられなければ国民社会主義革命は泥沼にはまり込んでしまう」(1) と考えており，SAを正式に国家機関に組み込む事を希望していた。(2) 更に彼はこの「民兵」が単に「反動的」国防軍の補助軍ではなく，フランス革命における国民軍の如く「国民社会主義革命」の「国民軍」であらねばならぬとも考えていた。(3) こうした考えは特に下部のSA指導者に強く，33年末頃からSAと国防軍の軋轢の兆候が出てくる。まず国境防衛に関しては，特にシュレージエンでSAが国境防衛任務よりもSA任務を優先させるという事態，即ち，「国境防衛のサボタージュ」が始まってくる。(4) 更にChefAWにも問題が生じてきた。この切掛は，ヒトラーが10月17日，ChefAWの訓練内容が外部に漏れている事を指摘し，SA最高指導部を厳しく批判した事であった。レームは，もし訓練の全責任を国防大臣が取るならば諒解するが，さもなければ訓練から手を引くと言明したのではあったが，(5) いずれにせよ，この頃からSA指導部は，国防軍の影響力が強いChefAWに対して次第に批判的になってゆく。12月に入ると，クリューガー自身がSAの会合に招かれなくなり，SA指導者は「学校と兵営での全訓練の責任はSA指導者に移譲さるべきである。ChefAWの仕事はSA省が設立されたらすぐに変るだろう。」と主張し始める。(6) レームは33年12月1日無任所大臣として入閣した際，「SA最高指導部は，私個人において国家機構に組み込まれるであろう」(7) とSAのこれからの発展を暗示し，34年2月にはブロンベルクに次の如き「覚書」を提出している。即ち，「国土防衛の全領域はSAの専門分野である。国防軍は兵率と指揮官を養成し，それを確実な人的資源としてSAに引渡す使命を持つ。軍事指揮官は『助言者』としてSA指導者の傍に立つ。」(8) レームは飽く迄「国土防衛を担う民兵」を考えていたのであって，公式の演説では，SAは国防軍や民兵とは全く無関係の政治組織であると主張しつつ，(9) その反面，この民兵構想を実現する為，西欧諸国の外交代表団と軍事監視委員会のメンバーを私宅に招いてその説明と説得を続けている。(10) こうしたレームの動きに対しブロンベルクは，34年1月にはクリューガーの幕僚に更に国防軍将校を送り込み，(11) 一層軍の影響力を強めてゆくと同時に，2月に至ってはChefAWの教官スタッフも計画的に国防軍に編入されるべきであるとした。(12) これに反撥してレームは，この問題は今や達成されるSAと国防軍の協働に関する「基本的解明」に

よって取るに足らないものと成るであろう，と答えている。(13) レームはこの「基本的解明」はまだ達成されていないと考えていたのであろうか。

（Ⅳ－2） これは軍の側ではもう決定済みであった。つまりヒトラーは33年末から34年初めにかけて徴兵制再導入の決断を下していたのである。ヒトラーは，33年10月14日の国際連盟及び軍縮会議脱退宣言の時点からこの決意を固めていたと言うべきであろう。(14) ヒトラーにとってこの決断は，ヴェルサイユ条約の打破，東方への生活圏獲得という目的を実現する為の軍事技術的視点から導き出されたものであり，且つ政治的にはレームが強力なライヴァルとなる恐れがあったからでもあった。(15) 更にブロンベルクとしても，SAとの協働を追求しつつも，(16) レームの野心即ち，「国土防衛の全指揮権」の要求が明らかにされてくるにつれて，もはや「SAとの協働は不可能となった」と見做していたのである。(17) この事態は34年2月28日の軍とSAとの最終的会談で明確なものとなった。ヒトラーはこの日明言した。即ち，民兵は新しい生活圏獲得という彼の目的にとって不適であり，民兵は最小規模の国土防衛にも適していない事。ナチスドイツの軍制は結局の所，国防軍の枠内での徴兵制の基盤上に構築されねばならず，SAは国内の政治的使命に制限されねばならない事。しかし，過渡的期間としては国防省の提案，即ちSAを国境防衛と予備的軍事教育の為に利用する事に承認を与える，と。(18) 斯くて徴兵制再導入の「正式な」布告は時間の問題となったといえる。ヒトラーは当面はSAを利用する事に承認を与えた訳であるが，これは，現時点でSAを軍から完全に切り離す事は軍の弱体化を招くとの認識があった為でもある。(19)

ここで指摘されなければいけない点は，SA問題に関しては国防省も陸軍もほぼ一致していた事である。SAを国境防衛に利用するという点ではベック（Ludwig Beck）も少くとも34年初め迄は異議を唱えなかったし，(20) 2月1日から新しく陸軍司令官に就任したフリッチュ（Werner von Fritsch）も，「SAの最新の要求に直面しては」，これ以上SAを予備軍に召集する事は軍にとって危機だと考えたのである。(21) 斯くして，34年2月以降，軍は結束してSAに対する戦線を結成するのである。(22)

Ⅴ

（Ⅴ－1） レームは28日の「協定」を「新しいヴェルサイユ条約」と評したが，(1) 実際の所彼は「国防大臣の提案」を呑まされた訳であった。(2) レームはまずはこの「提案」を尊重する態度を示した。彼は3月12日，国土防衛とその準備の指導は国防大臣の手中にあり，従って当該の軍管区と国境防衛司令官の指令はSAに対して拘束力がある，と指示しており，(3) 3月19日，ChefAWに関しても訓練は国防大臣によって定められた基本線を守るよう，としている。(4) しかし，レームは3月以降各地で連続的に大規模なSA閲兵行進を催し，そこで激烈な演説をぶちまくった。たとえば3月にはエッセンで，フランス革命では革命の4年目にしてギロチンが設けられ多大な効力を発揮したが，ここドイツでは革命はまだ終っておらず，やがては豚の番犬どもは吊されるであろう，と。(5) 呼応して各地で「第二革命」要求の声が頻繁にあがり，次第にSAと軍の衝突事件が伝えられ始めた。(6) 5月に入るとシュレージエンでのSAの国境防衛サボタージュが激しくなり，(7) 更に決定的にはSAの「武装化」の情報が入ってくる。(8) 5月16日，レームは「SAに対する敵対行為」に関す

る資料を書式で集めておくよう命令し,(9) 6月7日，ヒトラーとの最後の会談が実なく終った後，健康を理由に休暇を取り，「SA の敵」に警告を発しつつ SA に7月1日からの休暇を指令した。(10) 6月26日には彼は SA の迅速な武装化を指令している。(11)

こうした SA の不穏な動きに対して，既に徴兵制再導入に腹を決めた軍は，相応の措置を取ってゆくのである。フリッチュは28日の「提案」が SA に守られているかどうか厳しく監視を続け,(12) ブロンベルクは3月2日にヒトラーに対して「SA の武装化」について苦情を述べる。(13) 3月8日，既に陸軍司令部は「国内暴動に対する陸軍の出動特別措置」を伝え，4月3日，第7軍管区（バイエルン）はこれに沿って詳細な指令を発している。(14) 5月初め，フリッチュは管区司令官に予想される SA の「行動」について伝え,(15) 24日には，シュレージエンのクライスト（Ewald von Kleist）将軍に「SA の軍攻撃準備」の報を与えている。(16) 一方，34年初頭既に軍は，ライヘナウを通じてゲーリング（Hermann Göring）やヒムラー（Heinrich Himmler）と接触し，以降ライヘナウはヒムラーとハイドリヒ（Reinhard Heydrich）と絶えず連絡している。(17) 6月24～25日にはベルリンで SA 一揆に対する準備の為，SS の指導者会議が開かれた。(18)

28日，既に「行動」を決意したヒトラーはカモフラージュの為エッセンに立ち，同日，国防省から次の如く通達された。即ち，SA が軍に対して一揆を企てている事，軍は警察と SS と連絡をとり，必要な場合には SS を武装すべき事，更に「相手側に一揆の意図が軍の側にあるなどと言わせない為に，軍は厳密に防御の立場に立っべきである」と。(19) 同日，同様の通達が陸軍の側でもなされる(20)と同時に，非常警報が発せられた。(21) ヒトラーはこの日エッセンから夕方電話でレームに，30日午前9時にバート・ヴィースゼーで SA 指導者会談を開催する旨を伝えた。これによって犠牲者は一個所に集められた訳で，29日午後1時頃には，第7軍管区はミュンヘンからバート・ヴィースゼーへの特別部隊準備命令を発した。(22) 30日朝4時，ヒトラーはミュンヘンに着くと同時に，この特別部隊と共にバート・ヴィースゼーに向った。

（Ⅴ－2） 30日朝から翌1日にかけてドイツ全土に渡って SS と秘密警察による血塗の殺戮が行われた。(23) 予定通り国防軍は直接手を下すことなく，非常警戒態勢のまま事態の推移を見守っていた。ミュンヘンでは30日16時55分，全部隊に対し，必要あれば SS と秘密警察に武器・弾薬を提供すべき事，「国防軍は目下の政治的措置の遂行に際し出来るだけ表面に出ないという原則はどこにおいても厳重に守らるべきである」との指令が発せられた。(24) ナチス党首脳部も各地への緊急命令において，国防軍と連絡すべき事，但しその援助要請は極めて緊急の場合にのみ限るべき事を指摘した。(25) 21時40分，ブロンベルクは軍に対して依然として非常警戒態勢を続ける事を命令して言う。「首相個人によって指揮された国家に敵対的な分子の排除を目的とする粛清行動は遅滞なく完了された。国防軍の出動はどの地においても必要なかった」(26)と。7月1日，ブロンベルクは非常警戒態勢解除を発令し,(27) 3日の閣議においてヒトラーに対し「内閣と国防軍の名において」感謝の念を表明した。(28)

更に1日から SA のみならず党政治組織の広範な武装解除が始まった。(29) ブロンベルクはこれに対しても軍は武装解除に直接には参加すべきでないと指令した。(30) 5日，彼は州政府に対し緊急指令を発し，没収された全ての武器は国境防衛に廻さるべき事，その武器の数量は遅くとも20日迄に報告さるべき事，更に今後武器は軍・警察・野戦猟兵及び一部の SS

に所有を限るべき事を命令して言う。「その他武器を違法に所持し貯蔵する者は，大逆罪の廉をもって処罰される。」(31)

お わ り に

第一次大戦後のドイツ国防軍の再軍備構想をみるに，ゼークトにとってはまず少数の「エリート軍」の創出が課題であり，これはプロイセン精神の保存，及び徴兵制に対する根本的疑念に裏打ちされていた。しかしプロイセン精神からは自由なシュライヒャーにとっては今やこの「エリート軍」の拡大補強が課題であり，当面はこれを「民兵」の創設によって解決せんとした。しかもこの解決策が飽く迄徴兵制を志向したうえでの過渡的措置であるとすれば，それはそのまま1933年1月30日以降の軍拡構想と強い連続性を示す事は明らかである。且つ，国防軍はこの軍拡構想を実現する為には，軍事団体とあるいは「協働」し，あるいはこれを容赦なく切り捨てた。「レーム事件」はこの過程を端的に示している。が，軍はこの「事件」を通じてヒトラーと手を結んだ。この意味でも「レーム事件」はドイツ国防軍の歴史における重大な転換点をなすものである。※

註

は じ め に

(1) たとえば Mau, H. „Die, Zweite Revolution'---Der 30. Juni 1934", in, : *VfZG* 1 (1953), S. 119－137 ; Krausnick, H., „Der 30. Juni 1934---Bedeutung-Hintergründe-Verlauf", in : *Aus Politik und Zeitgeschichte*. Beilage zur Wochenzeitung „Das Parlament" vom 30. 6. 1954, BXXV/54, S. 317－324 ; Sauer, W., „Die Mobilmachung der Gewalt", in : Bracher. Sauer. Schulz, *Die nationalsozialistische Machtergreifung*, 2. Aufl., Köln und Opladen 1962, S. 685 ff. ; Bloch, C., *La nuit des longs couteaux*, Paris 1967.

(2) 代表的なものとしては Foertsch, H., *Schuld und Verhängnis*, Stuttgart 1951 ; Wheeler-Bennett, W., *The Nemesis of Power*, London 1953 (山口訳『国防軍とヒトラー Ⅰ・Ⅱ』みすず書房 1961) ; Meink, G., *Hitler und die deutsche Aufrüstung 1933－1937*, Wiesbaden 1959 ; Bennecke, H., *Die Reichswehr und der „Röhm-Putsch"*, München 1964 ; O'Neill, R. J., *The German Army and the Nazi Party 1933－1939*, London 1966 ; Müller, K.-J., „Reichswehr und ‚Röhm-Affäre'. Aus den Akten des Wehrkreiskommandos (Bayr.) VII", in : *Militärgeschichtliche Mitteilungen* 1 (1968), S. 107-144 (以下，Müller I と略記) ; Derselbe, *Das Heer und Hitler*, Stuttgart 1969 (以下，Müller II と略記)．邦語文献としては，村瀬興雄『ドイツ現代史』増補版，東大出版会 1967，313頁以下，及び，山口定「第一次大戦後におけるドイツ再軍備の段階的発展と国防軍の政治路線」日本国際政治学会編『国際政治』38号 (1968)。

(3) 本稿の考察対象は主として陸軍である。

I

(1) この場合，「秘密」再軍備を意味する。この時代の国防軍全般については Vogelsang, Th., *Reichswehr, Staat und NSDAP*, Stuttgart 1962 ; Carsten, F. L., *Reichswehr und Politik*

1918－1933, Köln und Berlin 1964. 村瀬興雄「ワイマル共和制とドイツ国防軍」『思想』400号（1957）。特に独ソ間の秘密提携については，鹿毛達雄「独ソ軍事協力関係（1919－1933）——第一次大戦後のドイツ秘密再軍備の一側面」『史学雑誌』第74編（昭和40年）を参照。

（2） この点，ゼークト『一軍人の思想』篠田訳，岩波新書，昭和18年．の特に「現代陸軍論」及び「国防」の論述，及び，富永幸生「ドイツ対ソ政策とイデオロギー（二）」『東京大学教養部人文科学紀要』第43輯，歴史学研究報告第13集（昭和42年）。

（3） 山口定「グレーナー路線とゼークト路線」『立命館大学人文科学研究所紀要』第6号（1959），同氏「秘密再軍備とドイツ社会民主党（一）」『立命館法学』第1号（1967），同氏「第一次大戦後におけるドイツ再軍備……」の特に58頁以下。更に Rabenau, F. v., *Seeckt. Aus seinem Leben 1918－1936*, Leipzig 1940, S. 474 f. („Grundlegende Gedanken für den Wiederaufbau unserer Wehrmacht").

（4） Seeckt, H. v., *Die Reichswehr*, Leipzig 1933, S. 42 ff.

（5） 山口「秘密再軍備とドイツ社会民主党（一）」12頁，註（2）。

（6） 同氏「秘密再軍備とドイツ社会民主党（二）」『立命館法学』第72号（1967）．122頁以下，及び同氏「第一次大戦後におけるドイツ再軍備……」63頁以下。

（7） Sauer, W., „Die Reichswehr", in : Bracher, K. D., *Die Auflösung der Weimarer Republik*, 4. Aufl., Villingen/Schwarzwald 1964, S. 273 f.

（8） Deist, W., „ Schleicher und die deutsche Abrüstungspolitik im Juni/Juli 1932", in : *VfZG* 7 (1959), S. 1967 f. ; Carsten, S. 401 ff.

（9） Immanuel, F., *Die deutsche Miliz der Zukunft*, Berlin 1933, S. 5.

（10） Horkenbach, C., *Das Deutsche Reich von 1918 bis heute*. Berlin 1935, S. 19.

（11） 山口「第一次大戦後におけるドイツ再軍備……」67頁，註（1）を参照。

（12） Vogelsang, S. 286 ; Carsten, S. 396 ff. ; Sauer, *a. a. O.*, S. 725.

II

（1） *Heeres=Verordnungsblatt*, hrsg. v. Reichswehrministerium, 15. Jg. 1933, Berlin 1934, S. 11.

（2） ブロンベルクは2月3日の管区司令官会議で「政治における超党派性とは……国民武装化の支援である」と説明している（Blomberg am 3. 2. 1933, *Liebmann-Notizen*, Bl. 190 : IfZG)。

（3） 2月3日，ブロンベルクは，シュライヒャーは自分の前段階を示すものである，としている（Ebenda)。更に Sauer, „Die Mobilmachung der Gewalt", S. 716.

（4） *VB* v. 3. 2. 1933.

（5） Blomberg am 3. 2. 1933, *Liebmann-Notizen*, Bl. 193 : IfZG. 更に Sauer, *a. a. O.*, S. 710. Anm. 66, S. 715. Anm. 92.

（6） Vogelsang, Th., „Neue Dokumente zur Geschichte der Reichswehr 1930 bis 1933", in : *VfZG* 2 (1954), S. 434 ff. ; Sauer, *a. a. O.*, S. 710 f. ; Bennecke, S. 31.

（7） ブロンベルクは2月10日，この内閣は全国民の願望を現わしたものである，と演説している（*VB* v. 11./12. 2. 1933)。なお，ブロンベルクについては Müller II, S. 50 ff. を参照。

（8） Der Reichswehrminister, Berlin, den 14. 3. 1933 : GStA München, Reichsstatthalter 456.

（9） 6月1日の演説（Meink, S. 34)。

（10） 8月15日の演説（Müller II, S. 92)。

（11） ライヘナウについては Müller II, S. 52 ff. を参照。2月5日彼は現在ほど国防軍と国家が一体化した時代はない，と演説している（*VB* v. 6. 2. 1933)。

（12） Brief des Herrn Franz von Gaertner vom 29. 3. 1970 an den Verfasser.

(13) ZS, Nr. 44 (F. v. Gaertner), Bl. 3f. : IfZG ; Sauer, *a. a. O.*, S. 797, 805, 885 f. SA を民兵で補強するという基本線は，ナチス党国防政策局のエップ (Franz Xaver von Epp) が33年3月に作成した長文の「ドイツ国防軍再建に関する覚書」(„Denkschrift über den Umbau der Deutschen Wehrmacht" : GStA München, Reichsstatthalter 457) においても同じである。これは完成と同時にヒトラー個人に提出されており，ヒトラーは一先づはこれを承認したと思われる。しかし，軍再建問題に関して，エップとライヘナウの間に前もって話し合いがあったかどうかは不明である。

Ⅲ

(1) Blomberg am 1. 6. 1933, *Liebmann-Notizen*, Bl. 200 : IfZG ; Sauer, *a. a. O.*, S. 886.

(2) Sauer, *a. a. O.*, S. 796 f., 887 f.

(3) *VB* v. 3. 7. 1933.

(4) *Der SA-Mann* v. 8. 7. 1933.

(5) ZS, Nr. 66-II (G. Heinrici), Bl. 163 : IfZG ; Foertsch, S. 46 f. ; Sauer, *a. a. O.*, S. 940 ; O'Neill, S. 34 ; Müller II, S. 93.

(6) *VB* v. 21. 8. 1933. ヒトラーの演説は19日 (Müller II, S. 93) でなく，20日であったと思われる。

(7) Ebenda. レームの演説のこの部分を SA の機関紙 (*Der SA-Mann* v. 2. 9. 1933) は省略している。ZS, Nr. 66-II, Bl. 163. は，レームは SA と国防軍の関係について，殆ど語らなかった，としている。

(8) こうした一連の会談によって SA が国防軍と同格となったと解する事 (O'Neill, S. 34) は誤りであろう (Müller II, S. 92. Anm. 15)。

(9) Wähmann an Krüger, Berlin, den 5. 5. 1933 : BK, Schumacher 421.

(10) Krüger an Reichenau, Berlin, den 19. 6. 1933 : Ebenda.

(11) Bennecke, S. 27.

(12) Sauer, *a. a. O.*, S. 894.

(13) Der Oberste SA-Führer, München, den 16. 10. 1933 : GStA München, Reichsstatthalter 456.

(14) Brief des Herrn F. v. Gaertner vom 29. 3. 1970 an den Verfasser.

(15) Bennecke, S. 28 f. : Sauer, *a. a. O.*, S. 839 f.

(16) Ebenda.

(17) Der Oberst SA-Führer, Müncher, den 16. 10. 1933 : GStA München, Reichsstatthalter 456.

(18) Aktennotiz Krügers vom 15. 7. 1933 : BK, Schumacher 421 : *IMT*, XXIX, S. 4.

(19) Aktennotiz Krügers vom 5. 7. 1933 : Ebenda : *A. a. O.*, S. 3.

(20) Sauer, *a. a. O.*, S. 888.

(21) Der Oberste SA-Führer. Der Chef des Ausbildungswesens, Berlin, den 20. 9. 1933 : BK, Schumacher 421.

(22) Bennecke, S. 27 ff.

Ⅳ

(1) Rauschning, H., *Hitler Speaks*, London 1940, S. 154.

(2) Wähmann an Krüger, Berlin, den 5. 5. 1933 : BK, Schumacher 421.

(3) Rauschning, S. 155.

(4) Sauer, *a. a. O.*, S. 939.

(5) Aktennotiz Krügers vom 19. 10. 1933 : BK, Schumacher 421 : *IMT*, XXIX, S. 10 f. ; Sauer,

a. a. O., S. 932.

(6) Krüger an Röhm, Berlin, den 5. 12. 1933 : BK Schumacher 421.

(7) *VB* v. 3. 12. 1933.

(8) Blomberg am 2./3. 2. 1934, *Liebmann-Notizen*, Bl. 211 : IfZG ; Krausnick, S. 318 f.

(9) たとえば *VB* v. 5. 10. u. 9. 12. 1933.

(10) ZS, Nr. 251-I (M. Jüttner), Bl. 27, 75 f. この点 Bennecke, S. 40, 48. は「民兵」の「平和的・防衛的性格」を強調するが，むしろ，これが実現の暁には全土の軍事化を招いたであろう（Müller I, S. 107. Anm. 6 ; Müller II, S. 91. Anm. 12)。

(11) Vorschlag des Reichswehrministeriums vom 24. 1. 1934 : BK, Schumacher 421.

(12) Blomberg an Röhm, Berlin, den 22. 2. 1934 : Ebenda.

(13) Röhm an Blomberg, München, den 26. 2. 1934 : Ebenda.

(14) Meink, S. 89 ff.

(15) Müller II, S. 95 f.

(16) *A. a. O.*. S. 95, Dok. 6. S. 599.

(17) Blomberg am 2./3. 2. 1934, *Liebmann-Notizen*, Bl. 211 f. : IfZG. この日，レームの上述の「覚書」がブロンベルクによって提示され，更にライヘナウは「戦争指導と動員はSAの問題である」というレームの手紙を読み上げたという（ZS, Nr. 182 (M. v. Weichs), Bl. 8 : IfZG)。

(18) ZS, Nr. 182, Bl. 8 ff. : IfZG ; Sauer, *a. a. O.*, S. 943 ; Müller II, S. 98 ff. この日，ブロンベルクとレームによって調印された「協約」については，Aktennotiz des ChefAW vom 23. 2. 1934 : BK, Schumacher 421 : *IMT*, XXVIII. S. 538 f. ; Müller II, Dok. 7. S. 599 f. を参照。

(19) Hitler am 27. 2. 1934, *Liebmann-Notizen*, Bl. 219 : IfZG.

(20) Müller II, S. 96 f., Dok. 27. S. 627 ff.

(21) Fritsch am 2./3. 2. 1934, *Liebmann-Notizen*, Bl. 217 : IfZG. 更に Müller II, S. 97, 109 f. を参照。フリッチュはもともとSAを利用する事に反対であった。

(22) Müller II, S. 96 f. 由は「第一次大戦後における秘密再軍備……」73頁以下の「親ナチ派」と「参謀本部右派」は，SA問題に関してはむしろ一致していた。

V

(1) ZS, Nr. 105 (H. v. Mellenthin), Bl. 34 : IfZG.

(2) Müller II, S. 99. Anm. 66.

(3) Der Oberste SA-Führer, München, den 12. 3. 1934 : BK, Schumacher 421 ; Bennecke, S. 45 f. ; Müller II, S. 100. Anm. 71.

(4) Vermerk Röhms vom 19. 3. 1934 : *IMT*, XXXI, S. 162.

(5) HStA Düsseldorf, Nr. 29103. Akten der Gestapo, Bl. 5 ; Protokoll über die Aussage des am 30. Juni 1934 verhafteten Aachener SA-Stabsführers, Bl. 2 : StA Koblenz, 403－16765. このレームの過激な演説はSA指導者の会合でのものと思われる。

(6) Müller I, Dok. 1. S. 119 f. ; Müller II, S. 112. Anm. 112.

(7) Sauer, *a. a. O.*, S. 939. Anm. 198. は，サボタージュ開始時期は不明であるとしているが ZS, Nr. 44, Bl. 19 f. ; ZS, Nr. 105, Bl. 33 f. ; ZS, Nr. 152 (O. Stapf), Bl. 15 f. を見る限りにおいては，サボタージュは34年2月以降である。

(8) つまり，国境防衛用武器隠匿と外国からの武器購入である。Sauer, *a. a. O.*, S. 947. Anm. 245. の追加資料としては ZS, Nr. 1635 (F. Schubert), Bl. 4 : IfZG.

(9) Der Oberste SA-Führer, München, den 16. 5. 1934 : BK, Schumacher 403.

(10) Sauer, *a. a. O.*, S. 952. この休暇は既に4月に予定されている（Der Oberste SA-Führer,

München, den 20. 4. 1934 : BK, Schumacher 415)。

(11) *A. a. O.*, S. 958. は，このレームの命令は偽造されたのではないかとしているが，Protokoll über die Aussage des am 30. Juni 1934 verhafteten Aachener SA-Stabsführers, Bl. 18 : StA Koblenz, 403－16765. によれば，武装化命令は6月25日に口頭で伝えられた。更に Müller I, Dok. 7. S. 125. Anm. 101. を参照。

(12) Müller II, S. 110 f.

(13) Blomberg an Hitler. Berlin, den 2. 3. 1934 : BK, Schumacher 421 : *IMT*, XXXVI, S. 72 f.

(14) Müller I, S. 114.

(15) Müller II, S. 111.

(16) Affidavit des Generaloberst von Kleist, Nürnberg 1946 : Bennecke, Anlage 4. S. 85.

(17) Müller II, S. 107 f., 113.

(18) Sauer, *a. a. O.* S. 935.

(19) Müller I, Dok. 7. S. 124 f.

(20) ZS. Nr. 66, Bl. 165 f. : IfZG ; Foertsch, S. 51 f. ; Müller II, S. 116 f. 国防省の指令との部分的不一致については，Müller I, S. 124 f. Anm. 91 f. を参照。

(21) Müller I, Dok. 2. S. 120.

(22) Bericht der 3. Kompanie vom 4. 7. 1934 über die Vorgänge vom 29. 6. bis 1. 7. 1934 an die 7. Kraftfahrt-Abteilung : BF, WK VII/1242. ヒトラーは13日の国会演説で，30日朝1時頃，前夜9時ミュンヘンでSAが非常呼集されたとの報が入り，急拠同朝2時頃ミュンヘンに飛んだ，と述べているが（*VB* v. 14. 7. 1934），実際は既に29日の午後には「行動」の手筈を整えていた訳である。

(23) この点さしあたり Mau, S. 132 ff. ; Krausnick, S. 323 ; Sauer, *a. a. O.*, S. 960 ff ; Bennecke, S. 59 ff.

(24) Müller I, Dok. 7. S. 134 f.

(25) たとえば Befehl des Preuss. Ministerpräsident an die Landespolizeiinspektionen Südost vom 30. 6. 1934, 12. 45 Uhr : BK, Schumacher 402 ; Weisung des Reichsinnenministers an den Reichsstatthalter vom 30. 6. 1934, 18. 45 Uhr : StA Bremen, 3-N7, Nr. 93.

(26) Müller I, Dok. 7. S. 136.

(27) *A. a. O.*, S. 139 ; *VB* v. 1. 7. 1934.

(28) Auszug aus der Niederschrift über die Ministerbesprechung vom 3. 7. 1934 : BK, R 43II/1202 ; *VB* v. 5. 7. 1934.

(29) Funkspruch. Chef der Preuss. Landespolizei an alle Landespolizeiinspektionen, Berlin, den 1. 7. 1934, 21. 49 Uhr : BF, H O4-1/7.

(30) Müller I, Dok. 7. S. 139.

(31) Der Reichsverteidigungsminister, Berlin, den 5. 7. 1934 : StA Oldenburg, 136-2876.

おわりに

※ ベネッケ博士が自らの体験として筆者に語られた所によると，34年7月25日のオースリア・ヴィーンでのナチスによる一揆とドルフス首相殺害に際して，国防軍が――「レーム事件」におけると同様に――武器提供をしたという。同博士の論拠はここでは詳述しないが，K.-J. ミュラー氏はベネッケ博士への1968年4月1日付返信（博士はこれを筆者に示されたが）で，まずこの見解を支持して，恐らくライヘナウ，フリッチュも関係していたと思われると述べ，更にそうすると「レーム事件」に対する国防軍の態度に新たな局面が生じてくるのではないか，と予測されている（Protokoll über die Bemerkungen des Herrn Dr. H. Bennecke am 25. 7. 1967 in Stuttgart)。つまり，

「オーストリア政策」をめぐる「ヒトラー・国防軍」と「レーム」の態度が問題となってくるのであるが，本稿のテーマ（再軍備構想）からして「外交問題」は全てドロップさせた。が，国防軍の武器援助を裏付ける資料は実際 ZS, Nr. 1635, Bl. 4 : IfZG ; GStA München, Reichsstatthalter 282 ; StA Münster, 1-46. A 38. に散見されるのであって，恐らく Ross, D., *Hitler und Dollfuss*, Hamburg 1966. は再検討されねばならぬ，と筆者は考えている。

（追記） 筆者はここで西ドイツのいくつかの文書館及び個人的に情報を提供された各氏に深く感謝しなければならない。紙面が限られている為，達意せぬ個所が多多見られるのであるが，大方の御教示を請う次第である。

（1970. 10. 5）